

審議会等の会議の傍聴に関する指針

平成16年4月1日制定

平成18年5月1日改定

(趣旨)

第1条 この指針は、審議会等の会議の公開に関する指針(平成16年4月1日制定)第5条に規定する審議会等の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関する遵守事項等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、係員に傍聴の意思を伝え、係員の指示を受けなければならない。

(傍聴のできない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、審議会等の長が不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、外とう類を着用すること。ただし、病気その他の理由により審議会等の長の許可を得たときはこの限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に審議会等の長の許可を得たときはこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を公開しないこととする議決があったとき、又はこの指針に違反したときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第6条 この指針に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、審議会等の長が会議に諮って決定する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年5月1日から施行する。